

議会運営委員会会議録

(開会中 平成28年 3月 4日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 平成 2 8 年 3 月 4 日

招集場所 第 1 委員会室

出席委員

委員 長	饗庭 敦子	副委員 長	西岡 克之
委員	安藤 克彦	委員	喜々津 英世
委員	堤 理志	委員	河野 龍二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議長	内村 博法	副議長	山口 憲一郎
議会事務局長	濱口 務	課長	中山 庄治
係長	細田 浩子		

説明のため出席した者

町長	吉田 慎一	副町長	鈴木 典秀
総務部長	荒木 重臣		

本日の委員会に付した案件

- (1) 追加議案について
- (2) 陳情第3号について

開 会 16時29分

閉 会 16時46分

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さん、本会議お疲れさまです。お揃いですので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

執行部から提出の追加議案につきまして、会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第26号、議案第27号、議案第28号について執行部より概要の説明をお願いいたします。

町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん今日は大変お忙しい中、またお疲れの中、この議会運営委員会を開催をさせていただきまして本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。今回、お話がありましたように、追加でお願いいたしますのは一般会計補正予算の議案と長与町固定資産評価審査委員に関する人事案件の議案が2件となっております。提案の理由につきましては、所管をしております部長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

それでは追加議案につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第26号、平成27年度長与町一般会計補正予算（第5号）でございますが、これは既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,628万6,000円を追加し、補正後の予算総額を126億8,805万7,000円とするものでございます。

次に、議案第27号、長与町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について。これは地方税法第423条第3項の規定によりまして、任期の途中で委員が欠けたことにより補欠委員の選任をするものでございます。

次に、議案第28号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について。これも、地方税法第423条第3項の規定により委員を選任するものでございます。27と28は関連しております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、ただいまご説明がありました議案第26号、議案第27号、議案第28号につきまして付託先などの協議をいたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会に付託するものは議案第26号、本会議即決につきましては議案第27号、議案第28号、以上です。

委員会の付託などにつきまして、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託などにつきましてはただいまのとおり決定いたしました。

続きまして、会期日程について協議いたします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、当初の予定どおり3月22日火曜日までと決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、3月22日火曜日までと決定いたしました。

皆さんの方から他に何かございませんか。

無いようでございますので、執行部の皆さんは退席を願います。お疲れ様です。

次に、陳情が1件、平成28年3月1日に長崎県保険医協会より、国による子供医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険医療費国庫負担金の調整、減額、廃止を求める意見書採択を求める陳情書が送付されてまいりました。平成28年2月23日の議会運営委員会開催以降の提出でありますので、その取り扱いをご協議願います。

お諮りします。本陳情につきまして、緊急を要しますので、何かご意見はございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

3月1日受付で、緊急を要すると今、多分委員長が発言されたと思うんですが、その意味をちょっとお聞かせください。

○委員長（饗庭敦子委員）

本陳情につきましては、子供の医療費無料制度の創設を求めるものでございまして、今回長与町でも4月1日から子供の医療費が小学生までということで提出されておりました。他の市町村でも同じようにされているものを国として統一したらどうかという内容の文書でございます。そうすると、今回、4月から始まる分ということで、この3月の議会で議決して、皆さんに周知をした方が良くはないかということで緊急を要するというふうに判断したものです。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そうすると、この団体から、県内各議会に送付されたものかどうか、そこら辺の情報は入っているのですか。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

2日前に時津にお尋ねしましたら時津には来てないと、その時は来てないということ

で確認はいたしておりますが、他の市町村については、全て調べておりません。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先ほどの喜々津委員の質問ともちょっと関連しますが、基本条例の中では陳情も、審査を委員会で行うというふうな対象にもなっていますけど、現状、陳情については、参考配付にとどめるという状況ですので、その扱いですね、緊急を要するというふうに言われたのは、こういう情勢だから委員会としても審査を行って、この意見書採択の対応をするという形を行うのか、単に参考配付にとどまるとですね、そこに果たして緊急性があるのかなど、ちょっとそういうふうに思ってるんで、この扱いをどうするのか、議運として、ちょっとその辺がよく分からないんですけど、委員会で審査を求めるというふうな対応をするのかということですね、その辺がちょっとよく分からないので、そこらへんどういう対応をしようとしてらっしゃったのか、ちょっとそこら辺を確認させていただきたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

参考配付を考えております。この陳情に関しましては、議長から緊急であるということで諮問を受けましたので、この議会運営委員会に諮りたいということで図っております。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に重要なことというのは分かっているのですが、この陳情書は参考配付という形で今までずっとやってきた経緯があるわけですね。それで、これをまた今から、仮に、これを担当するとなると、多分、河野委員長のところ。参考配付でしょう、参考配付はもう決定ですね。参考配付で、それで終わりならば、別に何も言う必要ありません。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

申し合わせ事項を読みます。緊急を要するものについては、議会運営委員会の議を経て決定するというので、緊急を要するという判断は事務局ではしておりません。ただ、緊急を要するというので、指示を受けておりますので、今回、委員会の方にかけておるといってございます。それと、会規95に書いてあるんですが、陳情書については参考配付とし、要望書その他必要なものは議長の判断により処理するということが申し合わせ事項に書いてあります。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

本陳情につきましては、緊急を要しますので、本定例会において、参考配付とすることにしたと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本陳情の取り扱いにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。

そして、次に、先日、全員協議会の中で議運と全協の関わりについてっていうところでいろんなお話がありましたので、次回の議会運営委員会で、ちょっとその部分もまた、皆様のご意見をいただきたいと思いますので、今日は、平成21年に過去の議会運営委員会の中で決められたこの取り決めと、この間、全員協議会の中で、読んでいただいた申し合わせと一緒に配付しておりますので、これをよく読んでいただいて、今後、どの方法が一番良いかっていうので、もう一度皆さんで周知徹底をして、今後、全員協議会と議会運営委員会のあり方ですね、スムーズに進むようにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

その他、皆さんの方から何かありませんか。

以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 16時46分）

委員長